

山口県報

平成30年
12月14日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 保安林予定森林(岩国市) (森林整備課)
 - 保安林予定森林(周南市) (森林整備課)
 - 道路の位置の指定(建築指導課)
- 公告
 - 契約の締結(税務課)
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件) (商政課)
 - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)



山口県告示第四百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市錦町野谷字岩ヶ浴一八八一、字八丁一八二八の一、一一八二八の二、錦町広瀬字東正畑一二七九四の六〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字黒通一〇八七八の二六から一〇八七八の二八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六三の六、六三の七、六三の八、六一四の二及び六一四の二地先	四・〇 六・〇	六〇・三	平成三〇、 一一、 四



(二八二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
自動車税納税通知書等作成業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十年十月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社イセトー 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町五五二
- 六 落札金額
三千九百五十二万八千円
- 七 入札公告日

平成三十年八月三十一日
八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
最低価格

(二八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年八月三日山口県公告（一六六）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス沖今宿店
所在地 防府市沖今宿二丁目三五〇八の一
- 二 意見の概要
交通に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求める。

(二八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年八月三日山口県公告（一六七）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店

所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八四) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年八月三日山口県公告(一六八)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三二二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八五) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号。以下「法」という。)第四條第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同條第十項において準用する同條第五項

の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

(四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくらまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要があら

区分	期間		知事管理量
	平成二十九年一月から同年十二月まで	平成三十年一月から同年十二月まで	
まあじ	平成三十年一月から同年十二月まで	平成三十年一月から同年十二月まで	七、五〇〇トン
まいわし	平成三十年一月から同年十二月まで	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びびごまさば	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干
	平成三十年七月から平成三十一年六月まで		若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十九年	平成三十年
まあじ	中型まき網漁業	三、二〇〇トン	六、〇〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干

区分	期間	知事管理量
まあじ	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
まいわし	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びびごまさば	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干
	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干

四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

(二) まいわし
中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びびごまさば
中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか
大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成三十年六月十七日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五
いまがれ	小型機船底びき網漁業(手續第二種漁業及び手續第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成三十年六月十七日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成三十年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年六月十七日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五
いまがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成三十年六月十七日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五

平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五
---------------------	-------

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を進める。

九 くらまぐろの保存及び管理に関する方針
 本県においてくらまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。

くらまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。

知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公表等の措置を講じるため、くらまぐろの採捕の実績の確かな把握に努める。併せて、採捕の数量が本県の知事管理量を超えるおそれがある場合は、その旨を直ちに公表するとともに早期是正措置(法第九条第二項の助言、指導又は勧告をいう。以下同じ。)を講じる。

知事管理量の適切な管理を行うためには、くらまぐろの分布、回遊状況、くらまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るため、山口県水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

十 くらまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項
 くらまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

区分	期間	知事管理量
区	期	知事管理量

三十キログラム未満のくろまぐろ(以下「小型魚」という。)	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで	八七・九トン(うち〇・一トンを留保する。)
三十キログラム以上のくろまぐろ(以下「大型魚」という。)	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二三・〇トンを留保する。)

十一 くろまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項
 小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

採捕の種類	数量
定置漁業	一七・五トン
定置漁業以外の漁業	七〇・三トン

十二 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じる。

(一) 採捕の数量の報告等

県内の漁業協同組合(内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。)は、くろまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。

(二) 採捕の数量の公表

採捕の数量が、知事管理量(留保する数量を除く。以下同じ。)又は採捕の種類別の数量の七割を超え、又は超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

(三) 早期是正措置

採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。

- 1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導

(3) 九割五分 勧告

2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

(1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 勧告

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

(1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 勧告

4 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

(1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 勧告

(四) 遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等

県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。

国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。

十三 くろまぐろの採捕の停止命令

(一) 本県の採捕の数量が、知事管理量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(二八六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字鶴田屋及び字角屋
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の一
大晃ホールディングス株式会社

平成三十年十二月十四日印刷
平成三十年十二月十四日發行

發行人所

山口県知事